

各市町村多面的機能支払交付金担当者 殿

沖縄県村づくり計画課農村活性化推進班

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく市町村の促進計画の公表及び活動組織における事業計画の公表について

みだしのことについて、法第6条第5項の規定に基づき、市町村は、策定した促進計画を公表することになっています。

また、法第7条第6項の規定に基づき、活動組織の事業計画を認定した市町村は、当該認定に係る事業計画の概要を公表することになっています。

このことにつきまして、下記のとおり、諸手続きのうえ、促進計画及び活動組織の事業計画の公表をよろしくお願いいたします。

記

1. 市町村における促進計画の公表：

協議に対し県から同意の回答があった場合には、遅滞なく促進計画を公表するとともに、県に促進計画の写しを送付する（参考様式第8号）

※平成27年4月1日付け26生産第3557号、26農振第1861号通知「「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく事業計画の作成手続等について」の制定について」に基づく

※公表の方法は任意とし、ホームページによるプレスリリースの掲載、担当課及び市民情報センターにおける閲覧、広報誌への掲載など公開条例に基づくやり方が好ましい。

2. 事業計画を認定した市町村における当該認定に係る事業計画の概要の公表：

市町村は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、認定した事業計画の概要を公表する（多面的機能支払交付金実施要領：様式第6-8号）

※平成27年4月1日付け26生産第3557号、26農振第1861号通知「「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく事業計画の作成手続等について」の制定について」に基づく

※公表の方法は任意とし、ホームページによるプレスリリースの掲載、担当課及び市民情報センターにおける閲覧、広報誌への掲載など公開条例に基づくやり方が好ましい。